

**改正**

令和5年3月17日要綱第4号

小川村空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、移住・定住を促進し、地域の活性化と村内における空き家の有効活用に資するため、空き家の改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要した経費の一部を、その所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小川村補助金交付規則（昭和52年小川村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住する意思をもって村内に住民登録をし、生活の本拠が村内にある者をいう。
- (2) 空き家 村内で個人が居住を目的に取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものも含む。）建物及びその敷地をいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権者で、賃貸又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 入居者 所有者と賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している者又は売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者であり、かつ、小川村に転入した者又は転入する見込みのある者であって、転入した日から3年を経過しない者をいう。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 前条に規定する補助金の対象となる空き家の所有者又は当該空き家の所有者から賃貸又は売買に係る同意が得られている入居者若しくは入居予定者。ただし、直系親族間において、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約する入居者は対象としない。
- (2) 村税等の滞納がない者
- (3) その他村長が適当と認めた者

(補助対象の経費等)

**第4条** 補助金の対象となる経費は、次に掲げる要件を満たす改修等に要する経費とする。

- (1) 主要構造部、トイレ、風呂、台所等の生活するために必要な改修等又は耐震補強工事に要する経費。ただし、小川村住宅リフォーム補助金事業との併用はできない。
- (2) 10万円以上の改修等に要する経費
- (3) 国、県又は村の補助、助成等の対象となる改修等以外の改修等に要する経費
- (4) 下水道受益者分担金
- (5) 改修に必要な原材料  
(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、前条の対象となる経費の3分の2以内(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。)とし、100万円(下水道受益者分担金は20万円)を限度とする。ただし、下水道受益者分担金は限度額の内数としない。

- 2 補助金の交付回数は、同一申請者(同居人を含む。)に対して1回限りとする。  
(交付申請及び交付決定)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小川村空き家改修事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の交付を適当と認めたときは、規則に定める交付決定通知書により申請者に通知するものとする。  
(補助金対象事業の変更等)

**第7条** 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、小川村空き家改修事業補助金変更・中止(廃止)承認申請書(様式第2号)により村長の承認を受けなければならない。  
(実績報告)

**第8条** 交付決定者は、事業が完了したときは速やかに、小川村空き家改修事業完了報告書(様式第3号)に必要書類を添付し、村長に提出しなければならない。  
(補助金の交付)

**第9条** 村長は、前条の規定による報告書の提出がされたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めるときは、補助金を交付するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、小川村空き家改修事業補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。  
(交付の取消し等)

**第10条** 村長は、この要綱による補助金交付の適用を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付を取消し又は停止し、若しくは補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金交付の適用を受けるための資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 空き家改修補助を受けた住宅を5年以内に取り壊し、又は売却したとき。
- (3) 補助金の交付日から起算して5年以内に、補助の対象住宅を退去したとき。ただし、既存入居者が退去した年度内に、新たに入居者がいる場合は、この限りでない。
- (4) その他不正な手段により補助金交付の適用を受けていると認められたとき。
- (5) 本人又はその者と同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するとき。
- (6) 補助金の返還を求める金額は次のとおりとする。ただし、村長がやむを得ない事情と認めた場合を除く。
- (7) 返還の義務は申請者が負うものとし、請求があった日から30日以内に返還しなければならない。

受給後の年数	返還を求める金額
1年以内	支給額の100%
1年超2年以内	支給額の80%
2年超3年以内	支給額の60%
3年超4年以内	支給額の40%
4年超5年以内	支給額の20%

※千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和5年3月17日要綱第4号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

小川村長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

小川村空き家改修事業補助金交付申請書

小川村空き家改修事業補助金交付要綱第6条に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、同要綱第10条に規定する交付の取消等の事由に該当したときは、交付を受けた補助金の全部または一部を返還することに同意します。

事業区分 空き家改修補助  
事業実施場所 小川村大字  
所有者 住所  
氏名  
電話（有線）

事業費 円  
（見積額）

補助金申請額 円

事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

事業実施内容

- 添付書類
- (1) 空き家の位置図
  - (2) 事業実施前の写真
  - (3) 業者に委託する空き家の改修に係る計画及び見積書
  - (4) 必要な原材料の見積書（自主施工がある場合）
  - (5) 空き家に係る売買契約書又は賃貸借契約書
  - (6) 住民票
  - (7) 申請日の属する年度の前年度分の市区町村税に滞納がないことを証する書類
  - (8) 行政区加入証明書
  - (9) その他村長が必要と認める書類

年 月 日

小川村長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

小川村空き家改修事業補助金変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業の内容に変更が生じたので小川村空き家改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

事業区分	空き家改修補助
事業実施場所	小川村大字
所有者	住所 氏名 電話（有線）
入居者	住所 氏名 電話
変更の内容	

年 月 日

小川村長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

小川村空き家改修事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、小川村空き家改修事業補助金交付要綱第8条により、下記のとおり報告します。

事業区分	空き家改修補助
事業実施場所	小川村大字
所有者	住所 氏名 電話（有線）
入居者	住所 氏名 電話（有線）
事業費（精算額）	円
補助金申請額	円
事業完了年月日	年 月 日
事業実施内容	
添付書類	(1) 領収書又は請求書の写し (2) 事業実施後の写真 (3) その他村長が必要と認める書類

上記の報告事項につきまして、審査を行いましたので意見を付けて報告します。

年 月 日

審査者 印  
(担当課長)

審査結果の意見

小川村長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

小川村空き家改修事業補助金交付請求書

下記の金額を請求します。

請求金額 円

〔 ただし、 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定  
を受けた 年度小川村空き家改修事業補助金 〕

この補助金は下記の口座に振り込んで下さい。

金融機関名	農協 本店 銀行 店 出張所	
預金種別	普通 ( 当座 ) その他	
口座番号		
口座名義人	ふりがな	
	氏 名	